

地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

平成 27 年 11 月 18 日

今治市監査委員 川 口 義 輝
同 達 川 雄 一 郎

対 象 団 体	主 管 課 等	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
玉川湖畔の里 ふれあい市運営協議会	農水港湾部 農林振興課	平成 27 年 9 月 18 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(共通)</p> <p>1 利用料について、条例で定められていない利用料金の設定及び徴収が行われていた。今後は、条例に沿った運用がなされるよう、適正に対応されたい。また、利用者のニーズを満たすことの出来る対応についても検討されたい。</p> <p>2 事業報告書について、実際の業務実績とは異なる内容で記載されているものや、執行額に協議会の支出とはならないものを含んでいるものが見受けられたので、指定管理者は、適正に内容を記載するとともに、主管課においても、記載内容について不備等がないか確認されたい。</p> <p>(指定管理者関係)</p> <p>3 利用許可事務について、申請書の記載不備が見受けられたので、適正に事務処理されたい。</p>		

- 4 業者に対する支払いについて、その多くが現金払いで処理されているが、日々発生する不定期で少額な支払いについては、小口現金を設けて対応し、それ以外の支払いについては口座振替により支払いを行った方が、効率的な事務及び現金の管理リスク低減となるため、支払い方法について整理されたい。

(主管課関係)

- 5 50万円未満の管理施設の改修について、協議書等の記録が整備されないまま実施しているものがあつたので、包括協定書第17条に沿って、適正な事務処理を行われたい。

(措置の内容)

- 1 平成26年7月以降は、条例に沿った運用を行うように改めた。また、条例で定められていない利用区分の袋については、ニーズが減少していることもあり、袋持参で対応してもらうよう見直しを行った。
- 2 補助団体に対して、適正に内容を記載するよう指導を行うとともに、支出関係書類をチェックし、事業報告書の記載内容について不備がないか確認をした。
- 3 補助団体に対して、適正に事務処理するよう指導を行った。
- 4 振込手数料の経費節減のため、振込手数料を業者負担してもらえるものについては、口座振替により支払いを行うよう改善した。
- 5 今後50万円未満の施設の改修を市で行う場合は、包括協定書の規定に沿って、適正な事務処理を行うよう徹底したい。

対 象 団 体	主 管 課 等	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
菊間町窯業協同組合	都市建設部 公園緑地課	平成27年9月18日

(監査の結果)

(指定管理者関係)

- 1 宣伝広報業務の内、ホームページの作成・更新について、有効な情報発信が行えるよう、ホームページの利活用について、再度検討されたい。
- 2 自動販売機の使用料について、規定の金額より少ない額で収受された事例が見受けられたので、適切に事務処理されたい。

- 3 施設の指定管理料から支出するに適切な費用であるか疑義のあるものが見受けられたので、適切に処理されたい。
- 4 備品管理について、新規の備品登録がなされていない事例が見受けられたので、適切に事務処理されたい。
- 5 決算において、振替処理が適切におこなわれていない事例が見受けられたので、適切に事務処理されたい。

(主管課関係)

- 6 施設の指定管理料から支出するに適切な費用であるか疑義のあるものが見受けられたが、次期指定管理料の算定に当たっては、経費の必要性を十分に検証し、適切な指定管理料を算定されたい。

(措置の内容)

- 1 HP を活用した情報発信を積極的に行うよう指導した。
- 2 適切に処理するよう指導した。
- 3 疑義のあった支出については、その必要性についてよく検討し、疑義が残るものについては、指定管理料からの支出を行わないよう指導した。
- 4 備品として登録し、適切に管理するよう指導した。
- 5 振替処理を適切におこなうよう指導した。
- 6 今後も適正な指定管理料を算定する。

対 象 団 体	主 管 課 等	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
特定非営利活動法人 今治しまなみスポーツクラブ	教育委員会事務局 社会教育課	平成 27 年 9 月 18 日

(監査の結果)

(指定管理者関係)

- 1 使用許可事務について、施設使用後に申請書を提出していたもの、申請書の記載不備、使用料の算定誤り、及び領収証の発行事務について不備が見受けられたので、適切に事務処理されたい。

(主管課関係)

- 1 収支計画書において、その額及び内容の適正性について十分に確認するとともに、収支報告書についても、収支計画書に対応した内容となっているか確認されたい。また、予算と実績、前年度の数值からの乖離が大きい場合は、その理由等の説明を求め、内容を分析するなど、決算数值の活用を図られたい。

(措置の内容)

(指定管理者関係)

- 1 10月23日、指定管理者に対して、使用許可申請書の施設使用後の提出や、記載内容の不備等、指摘事項について、今後このようなことがないように適正な事務の執行を指導しました。指定管理者はこのことについて、改めて所属職員に周知し、事務の適正化を図ります。

(主管課関係)

- 1 10月23日、指定管理者に対して、前年度実績等を参考に、適正な収支計画書を作成（予算編成）するよう指導しました。今後、予算額と決算額に大きな開きが生じた場合は、その理由等の説明を求め指定管理者と共に内容を分析してまいります。